

## ◎ 剪定枝の特別回収について

剪定枝でおが屑を製造して、生ごみ処理施設へ搬入して  
いますが、おが屑にならない葉っぱの多いもの、松ヤニの  
あるものが多くあり、おが屑にできないものは残渣として  
最終処分場へ運んでいます。

このことから、葉っぱの取りきれないもの、松ヤニなど  
の付いた剪定枝は、 **7月と9月の草の回収日と  
同日に回収**することとしました。

葉っぱのない、松ヤニなどついていない剪定枝は、



**5月と10月の剪定枝の日に回収**します。